

条 例

議会の議決を経た「千曲市組織条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年12月27日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第34号

千曲市組織条例の一部を改正する条例

千曲市組織条例（平成15年千曲市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 文化観光スポーツ部

第3条第4号ア中「社会福祉」を「地域福祉」に改め、同号ウからキまでを次のように改める。

- ウ 障がい者福祉に関すること。
- エ 生活保護及び生活困窮者に関すること。
- オ 介護保険に関すること。
- カ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関すること。
- キ 健康増進及び保健衛生に関すること。

第3条中第5号を削り、同条第6号エを削り、同号オ中「アからエ」を「アからウ」に改め、同号オを同号エとし、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 文化観光スポーツ部

- ア 文化芸術に関すること。
- イ 文化財に関すること。
- ウ 観光に関すること。
- エ スポーツ振興に関すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、文化観光スポーツに関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。